入会及び退会規程

平成 2 5 年 2 月 2 5 日 制 定 平成 2 8 年 3 月 2 4 日 一部改正

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京生薬協会(以下「当法人」という)の定款第6条 の規定に基づき、当法人の入会及び退会に関し定める。

(入会基準及び手続き)

- 第2条 当法人の正会員として入会しようとする個人または団体(法人)、賛助会員またはサポーターとして入会しようとする者に対し、別表1の入会申込書の提出を求めることとする。
 - 2 前項の申込書に対し、正会員は理事会により、賛助会員、サポーターは業務執行 理事により入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。(会員名簿及び個人会 員に関する情報の取扱い)
- 第3条 入会者は会員の種別毎に、当法人の管理する会員名簿に登録する。
 - 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員に対し、 理事会が別に定める変更届の提出を求める。
 - 3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に扱わねばならない。

(入会金及び会費)

- 第4条 入会金及び会費の金額は、定款第7条により理事会の決議を経て別に定める会費 規程による。
 - 2 定款第10条1号により、会費の催告にもかかわらず、会費請求日から2年間滞納した場合、総会の承認のもとに会員資格の喪失及び会員名簿の登録を抹消する。

(退会事由及び手続き)

- 第5条 会員は、別表2の退会届を提出して、任意に退会することができる。
 - 2 定款第8条で定める、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
 - 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

(再入会)

- 第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由 を記した説明書とともに改めて第2条に定める入会申込書の提出を求める。
 - 2 前項の再入会に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の 可否を決定しこれを申込者に通知する。

ただし、退会の際、未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は再入会を認めない。

(規程の改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、総会の決議による。
- 付 則 この規程の変更は、平成28年3月24日から施行する。

入 会 申 込 書

公益法人 東京生薬協会 会長 藤 井 隆 太 殿

公益法人 東京生薬協会の目的趣旨に賛同し、・法人正会員・個人正会員・ ・賛助会員・サポーター(いずれかに〇をお付けください)として、入会申 込みをいたします。

ふりがな

法人名または個人名	印
仏人名よたは個人名	FI)

	₸						
		EL: -mail:		F.	AX:		
法人も場合		月日: 金:		月	日		
	代表者役職 代表者名						
	部署名						
連絡先及び	役職						
会費請求先	氏 名						
	現住所	₹					
		TEL: E-mail:			FAX:		

(注)個人で入会をご希望される方は、個人名、住所の欄のみをご記入ください。

【別 表2】裏面

【会員】

資格:定款第5条第1項及び同第24条を参照して下さい。

法人正会員(議決権あり) 個人正会員(議決権あり) 賛助会員(議決権なし) サポーター(議決権なし)

正会員は理事会の承認を必要とします。

入会方法:この入会申込書を事務局に提出してください。

入会に関するお問い合わせ等は下記事務局までお願いします。

入 会 金:法人正会員:10,000円

個人正会員: 2,000円

年 会 費:法人正会員:事務局までお問い合わせください。

個人正会員:20,000円

賛助会員:40,000円/口

サポーター: 3,000円

事務局:〒101-0031 東京都千代田区東神田一丁目 11番4号

TEL: 03-3866-5522 FAX: 03-5809-3855

または

〒187-0033 東京都小平市中島町 21 番 1 号

東京都薬用植物園内

TEL: 042-346-2663 FAX: 042-346-2686

令和 年 月 日

退 会 届

公益法人 東京生薬協会

会長 藤 井 隆 太 殿

住 所

氏 名 即

このたび都合により、令和 年 月 日をもって、公益法人東京生薬協会を退会致したく、お願い申し上げます。

以上